

委託規程の新旧対照表  
(傍線は変更部分)

新	旧
<p>(管理委託契約 - 取次)</p> <p>第3条 乙は甲に対して、乙が管理委託契約で指定した音楽著作物(乙が甲に作品届を提出した著作物)についての、以下のいずれかの利用許諾(乙が管理委託契約で指定するところによる)について、甲が甲の名において乙の計算で取次による管理(利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務)を行うことを委任し、甲はこれを受任する。</p> <p>ただし、<u>(4)ゲームソフトに関する利用許諾、(5)映画録音に関する利用許諾、(6)コマーシャル送信用録音に関する利用許諾</u>については、その使用料の額は、利用契約の都度、乙が決めるものとする。</p>	<p>(管理委託契約 - 取次)</p> <p>第3条 乙は甲に対して、乙が管理委託契約で指定した音楽著作物(乙が甲に作品届を提出した著作物)についての、以下のいずれかの利用許諾(乙が管理委託契約で指定するところによる)について、甲が甲の名において乙の計算で取次による管理(利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務)を行うことを委任し、甲はこれを受任する。</p> <p>ただし、(5)映画録音に関する利用許諾、(6)コマーシャル送信用録音に関する利用許諾については、その使用料の額は、利用契約の都度、乙が決めるものとする。</p>